

# 国立市立国立第六小学校 P T A 規約



※ 令和7年度 改正事項を青字で表記し、令和7年11月1日より施行する。

昭和51年(1976年)	4月1日	施行
令和5年(2023年)	12月2日	第21次改正
令和6年(2024年)	2月23日	第22次改正
令和6年(2024年)	7月19日	第23次改正
令和7年(2025年)	11月1日	第24次改正

## 第1章 名称及び所在地

第1条 「国立第六小学校PTA」とし、国立市谷保6600番地 国立第六小学校校内とする。

## 第2章 目的及び活動

第2条 学校と家庭と地域社会とが一体になって互いに協力し、子どもたちの心身の成長と発達をはかることを目的とします。

第3条 この会は前条の目的を遂げるために、次の活動を行います。

- (1) 子どもたちの教育について、保護者と教職員が話し合い、協力していきます。
- (2) 民主的な学校教育に対する正しい理解を深めることにつとめます。
- (3) 子どもの教育環境（学校・家庭・社会）を良くし、その条件を整えるために活動します。
- (4) クラス保護者会を大切に考え、一人一人が積極的に参加することで、その充実につとめます。
- (5) よい保護者、よい教職員になるよう互いに努力し、高め合います。
- (6) 会員は互いによく理解しあうために、親睦をはかります。

## 第3章 方針

第4条 活動の基盤を学年の保護者会におき、各クラス、学年間の交流、調整を図りながら活動をすすめます。

## 第4章 会員

第5条 会員は、本校児童の保護者、または、これに代わる人及び教職員とします。

## 第5章 会計

第6条 本会の経費は、会費でまかなわれます。

第7条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第8条 会計に使用する通帳名義は「国立第六小学校PTA」

住所は、国立市谷保6600番地 国立第六小学校内とします。

第9条 会費は、定期総会で決定します。

第10条 会費は、一世帯につき年会費を納めます。

- (1) 転入生については、1学期は全額、2学期は半額を徴収、3学期は徴収しないものとします。
- (2) 転出生については、5月末日までに転出する場合には、徴収しないものとします。
- (3) 学校長が承認した在籍のみの児童（フリースクール等）については、徴収しないことができるものとします。

第11条 一旦徴収した会費は、返還しないものとします。

## 第6章 委員

第12条 各学年の保護者より、4名を標準として委員を選び、執行部および各専門委員を互選により選出します。

第13条 教職員より、委員がでます。

第14条 委員の任期は、定期総会から翌年定期総会までとします。但し、再任は妨げません。

第15条 会計監査は、定期総会で一般会員から2名選出します。

第16条 欠員が生じた場合、会長・副会長は委員の中から選出し、委員の欠員は会員の中から学年におい

て責任を持って補充し、委員会で承認します。

## 第7章 総会

第17条 総会は、会長の召集により行い、全会員で構成される最高決議機関です。

第18条 定期総会は、年度の初めに行います。召集または書面による決議とし、いずれも効力は同等とします。

第19条 定期総会の内容については、次の事項を審議決定します。

- (1) 1年間の活動報告
- (2) 会計および会計監査報告
- (3) 新委員の承認
- (4) 会計監査委員選出
- (5) 年間活動方針案
- (6) 予算案
- (7) 年会費
- (8) その他

第20条 総会は、世帯数の3分の1以上の出席で成立します。

この場合、委任状を含み、委任状は総会の決定に従います。

第21条 議決は、出席者の過半数の同意を必要とします。書面総会の場合は、議決権の行使を議案に対する賛否を記載できる議決行使書により行います。

第22条 臨時総会は、全体委員会が必要と認めた場合、および会員の5分の1以上の要請があれば開かれます。

## 第8章 全体委員会

第23条 全体委員会は、各学年4名を標準とした委員で構成し、総会に次ぐ議決機関です。

第24条 各専門委員より最低1名以上の出席で会は成立します。但し、やむを得ない場合は、委員の代理（会員から）を認めます。

第25条 議決する場合は、出席者の過半数の同意をもってします。

第26条 全体委員会には、次の委員会をおきます。

執行部

給食委員会

校外委員会

学年代表委員会

第27条 必要に応じて委員会を作ります。

## 第9章 附則

第28条 この規約の制定・変更は、全体委員会で決めることができます。ただし、総会の承認を得る必要があります。

第29条 この規約は、昭和51年(1976年)4月1日より施行します。【設立日：同年月日】

昭和57年(1982年)の第1回改正により、令和7年(2025年)改正で24回目になります。

### 【弔費内規】

第1条 教職員、保護者および児童で、次の事項に該当する場合は、弔慰の意を表します。

教職員、保護者、および児童死亡の場合。

第2条 弔費の金額は、年度ごとに定期総会にて決定します。

第3条 火災等の被害に遭われた会員に、見舞金をお渡しします。

第4条 見舞金の金額は、年度ごとに定期総会で決定します。